

# EMS機器導入促進助成金交付要綱

平成18年7月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という)の普及を図るため、EMS機器(以下「機器」という)を導入する事業者に対して助成金を交付する。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに機器を導入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る) (以下「事業者」という)とする。

## (対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器で、別紙に示すものとする。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、購入価格(消費税を除く)の額とする。ただし、1機あたりの上限を5万円とし、1事業者20機を限度とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 当該機器が、「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金は交付しない。

## (助成金交付申請)

第5条 事業者は、機器導入に対する助成を申請する場合、様式1の「EMS機器導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。

受付期間は、2020年4月1日から2021年2月5日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

## (助成金の交付決定)

第6条 宮ト協は、申請書類を審査し助成金を交付すべきものと認めた時、様式2の「EMS機器導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。宮ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

## (実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、機器導入が完了したときは、2021年2月26日までに、様式3の「EMS機器導入促進実績報告書(助成金交付請求書)」を宮ト協に提出し、導入報告と助成金の請求をする。

## (助成金交付)

第8条 宮ト協は、前条の導入報告及び交付請求書の提出があつたときは、速やかにその報告を審査し、交付の決定内容及び付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後、申請内容の変更若しくは取下げる場合は、様式4の「EMS機器導入促進助成申請[変更・取下]届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。

---

【別 紙】

### EMS用車載器の基準(第3条関係)

○対象機器の基準

次に掲げる基準に適合する機器 (別表対象機器一覧)

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- (6) 適切なタイミングで警告音等により運転者のエコドライブを支援することができること。
- (7) 以下の情報について、車載器を介して、運行診断結果を出力できること。車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。
  - ・一運行中の中での急加速・急発進に関する情報
  - ・一運行中の中でのアイドルリングの継続に関する情報
  - ・一運行中の中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報